

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成14年11月1日付けで異議申立人に対して行った不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成14年10月22日付けで『山梨県建設工事紛争審査会の行ったあっせん「平成13年（あ）第1号事件」の審理記録及び判断資料』の開示を求めて開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、山梨県建設工事紛争審査会（以下「紛争審査会」という。）の行ったあっせん「平成13年（あ）第1号事件」の審理記録として「審理メモ及びあっせん調書」及び判断資料として「単価表及び工事見積書」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第8条第1号及び第2号並びに第5号に該当するものとして、本件文書を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、不開示とした理由を付した上で、平成14年11月1日付け土総4第10-9号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、不開示とした理由は以下のとおりである。

（1）条例第8条第1号及び第2号に該当する。

本件文書は、紛争審査会が行ったあっせんにおいて、両当事者の紛争に対する主張や紛争内容等が記録されている文書で、個人及び法人に関する情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するお

それがあるとともに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第 8 条第 1 号及び第 2 号に該当するものである。

(2) 条例第 8 条第 5 号に該当する。

本件文書は、紛争審査会が行ったあっせんにおいて、あっせん委員が提示したあっせん案やあっせん委員の発言が記録されている文書及び当該あっせん案作成の参考とした資料で、紛争審査会内部の検討に関する情報であり、公にすることにより、あっせん委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、条例第 8 条第 5 号に該当するものである。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 1 4 年 1 2 月 2 6 日付けで、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 開示請求に至る経過

異議申立人は、本件文書に記載された紛争事案の当事者であり、開示請求に至るまでには次のとおりの経過がある。

ア 異議申立人は、本件開示請求に係る紛争審査会のあっせん事件の被申請人であり、あっせんは不調に終わり、その後、民事事件となった。

イ 当該民事事件を管轄した甲府地方裁判所は、平成 1 4 年 3 月 7 日付けで、紛争審査会が行ったあっせん手続において、あっせん委員が提示したあっせん案及びあっせん案において示した金額の根拠について、書面にて回答するよう民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 1 8 6 条に基づき、同審査会長あて調査の囑託を行った。

ウ 紛争審査会は、平成 1 4 年 3 月 1 5 日付けで、甲府地方裁判所に対し書面にて回答した。

エ 異議申立人は、平成 1 4 年 9 月 1 2 日付けで、紛争審査会がなした甲府地方裁判所への回答について、紛争処理の手続きや審理を非公開とする建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）に違反するとし、回答内容の取消を求める書面を紛争審査会長あて提出した。

オ 紛争審査会は、平成14年10月10日付けで、当該要求に対して対応できない旨異議申立人に回答した。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書、並びに口頭意見陳述で主張している異議申立ての理由は、要約するとおおむね次のとおりである。

(1) 紛争審査会は甲府地方裁判所からの調査囑託に対し、あっせん案及びあっせん案における提示額の根拠を回答している。このことは、建設業法第25条の20に規定する紛争手続きの非公開に違反し、条例においても、法令秘情報の不開示を定めている第8条第3号に違反するものである。

また、回答内容には紛争審査会の誤った判断が記載されており、実施機関は、適切な説明をすべきであるとともに、守秘義務とは何かを明確にする必要がある。

(2) 裁判は公開が原則であり、裁判所へ回答した書面は、公にされたものであると考える。異議申立人からの回答取消要求に対し応じないのであれば、情報公開の請求においても、公にされた情報を不開示情報から除くこととしている条例第8条第1号ただし書イに該当するものであり、開示すべきである。

実施機関が裁判所へ回答したことと、情報公開において不開示としたことは矛盾しており、整合性をとることが必要である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のと

おりである。

1 紛争審査会の性格、及び本件文書の内容について

紛争審査会は、建設業法第25条に基づき設置された機関であり、山梨県の附属機関になっている。

本件文書は、両当事者間の建設工事の請負契約に関する紛争に対するそれぞれの主張や、あっせん委員が提示したあっせん案への両当事者の同意、不同意の意思等、あっせんの審理過程が記録されているもの及びあっせん案作成の参考とした資料である。

2 条例第8条第1号、第2号該当性について

本件文書は、あっせんの審理過程が記録されているものであり、これらの情報が公開されると、紛争の当事者である個人が識別され、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を害するおそれがあり、また、一方当事者である法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあることは明らかであり、条例第8条第1号及び第2号に該当する。

3 条例第8条第5号該当性について

1で述べたとおり、本件文書は、「国の機関及び地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」であることは明らかである。

次に、本件文書を公開することにより、条例第8条第5号に規定する「公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じるか否かであるが、あっせん案が公になった場合、紛争等の特質性から、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じることは十分に想定される。

したがって、条例第8条第5号に該当するものである。

4 異議申立ての理由に対する主張

地方公務員法第34条第1項は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしはならない。」と規定している。

しかしながら、開示請求において不開示とされる情報であっても、正当な業務上の必要性があれば、県の機関以外に提供することは認められており、職務上の秘密に該当しても、秘密を漏らす行為には該当せず、守秘義務違反の問題は生じないと考えられる。

また、地方公務員法第34条第2項は、「法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表する場合には、任命権者の許可を受けなければならない。」と規定しており、裁判における職務上の秘密の公表について、第1項の守秘義務違反に該当しない場合があると解釈される。

したがって、異議申立人からの開示請求に対して、条例第8条第1号及び第2号並びに第5号に該当し、不開示決定を行ったものであり、全く矛盾するものではなく、本件情報を裁判所へ提供したことは、正当な理由の下に行われたものであり、地方公務員法の守秘義務違反には該当しないと考える。

第5 審査会の判断

本審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、口頭による意見陳述、実施機関提出の行政文書不開示決定通知書、不開示理由説明書、本件文書記載事項の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 紛争審査会及び本件文書の内容について

(1) 紛争審査会について

紛争審査会は、実施機関が第4、1で述べているとおり、建設業法第25条第1項に基づき建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため設置されている山梨県の附属機関である。

その権限は、同条第2項に「建設工事の請負契約に関する紛争につきあつせん、調停及び仲裁を行う」ものと規定されている。

あつせんは、紛争当事者の双方又は一方から、紛争審査会に対し申請がなされることによって開始され、紛争審査会によるあつせんは、あつせん委員が行うものとされている。

同法第25条の12によれば、「あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに審査会の会長が指名」し、「あつせん委員は、当事

者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない」と規定されている。

(2) 本件文書について

紛争審査会において作成される文書は、紛争審査会の会議録と個々の紛争処理に関する調書に大別される。

本件文書は、あっせん委員が行ったあっせんに係る審理メモ及びあっせん調書、並びにあっせん案において示した金額の根拠とした工事単価表及び工事見積書である。

審理メモ及びあっせん調書は、審理の記録として、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第12条に基づき、知事が指定した職員があっせんに立ち会い作成したもので、あっせんの期日、場所、当事者の氏名、指定職員の氏名、当事者の出欠等が記されている。

また、工事単価表及び工事見積書は、市販されている建設工事に係る単価表を元に作成された工事単価表及び同様の工事について第三者から徴取した工事見積書である。

2 争点

実施機関が不開示とした情報が、条例第8条第3号に該当するか否か、或いは同条第1号、第2号、又は第5号に該当するか否か。

3 条例第8条第3号の該当性について

(1) 条例第8条第3号の趣旨

本号は、法令の規定又は法的拘束力のある指示による不開示情報の要件について定めるものであり、法令の規定により公にすることができない情報、又は国からの法的な拘束力を持った指示により公にすることができない情報については、不開示とすることを確認的に定めたものである。

「法令の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないものとされている情報」とは、法令の規定又は拘束力のある指示により明らかに開示することができないと認められる情報のほか、法令等の

趣旨、目的から開示することができないと認められる情報をいうものである。

(2) 条例第8条第3号の該当性

そこで、上記趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報について条例第8条第3号の該当性について判断する。

建設業法第25条の20は「審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない」こととし、非公開を原則としている。あっせんについては本条に明記されていないが、あっせんという手続の性質上、公開すべきものではなく、調停、仲裁と同様に非公開の扱いとするのが法制定時の趣旨であったと解される。

本件文書は、1、(2)で述べたとおり、両当事者の主張やあっせん委員が提示したあっせん案への両当事者の同意、不同意の意思等、あっせんの審理過程を指定職員が記録したもの、及び判断資料であり、これを公にすることにより、あっせんの手続の内容がおおよそ知り得ることができる情報である。

このような情報を公開することは、紛争解決手続の非公開を定めた建設業法第25条の20の趣旨に反するものである。

したがって、当該情報は、法令の規定又は法的拘束力のある指示により、公にすることができないものとされている情報であり、条例第8条第3号に該当する。

なお、異議申立人は、調査囑託に対する回答について、条例第8条第3号に違反するとしている。当該回答と、何人にも開示請求の権利を付与した情報公開条例による開示、不開示とは、そもそも根拠規定、その趣旨が異なり区別されるべきものであるが、混同が見られることから、その相違点について以下述べることとする。

裁判所の調査囑託は、民事訴訟法第186条に基づき行われるもので、同条は、「裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に囑託することができる」と規定している。一般に、官公署等は、裁判所からの調査囑託に対し応ずる義務があるものと解されている。

一方、情報公開条例においては、何人も実施機関に対し当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができるものとされ、実施機関は、不開示とすべき合理的な理由がある場合を除き、原則開示しなけ

ればならないものとされている。

本件文書は先に述べたとおり建設業法第25条の20に規定する法令秘情報であり、条例第8条第3号に該当するものである。

したがって、情報公開条例に基づく開示請求である場合には、不開示となる情報である。

4 その他の不開示条項該当性について

当審査会は、あっせんは、明文の規定はないが、建設業法第25条の20の規定の解釈上非公開とすべきものと考え、条例第8条第3号に該当すると判断したものであるが、本件処分におけるその他の不開示条項該当性についても念のため判断する。

(1) 条例第8条第1号の該当性について

ア 条例第8条第1号の趣旨

条例第8条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とする趣旨である。ただし、本来保護する必要性のない情報及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められる情報を例外的に不開示情報から除くべく、ただし書イ、ロ、ハに限定列挙している。

同号ただし書イにおいては、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は不開示情報から除くものとしている。

イ 条例第8条第1号の該当性

そこで、上記趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報について条例第8条第1号の該当性について判断する。

本件文書は、当事者の氏名、あっせんに関して同意、不同意等のあっせんの経過が記されており、条例第8条第1号本文に該当する。

次に、異議申立人は、実施機関があっせん事案に関し、裁判所の調査囑託に回答したことをもって、本件文書は公にされている情報であると主張しているため、ただし書イへの該当性を検討する。

紛争審査会が裁判所の調査囑託に回答した文書は、訴訟記録の一つ

となるものであり、この閲覧については、同法第91条第1項に「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」となっている。

しかし、同条第2項において「公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り」閲覧の請求をすることができるものとされ、同法第92条には、秘密保護のための閲覧の制限が規定されているところである。

したがって、訴訟記録の閲覧は何人に対しても認められた制度であるとは言えず、法令の規定により公にされた情報であるというためには、不動産登記簿の閲覧のように何人に対しても認められた制度でなければならないことから、裁判所の調査囑託に回答したことをもって、条例第8条第1号ただし書イに規定する法令の規定により公にされている情報に該当するとは言えない。

(2) 条例第8条第2号の該当性について

ア 条例第8条第2号の趣旨

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人は社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与している。そのため、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならないものである。

そこで、条例第8条第2号は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とする趣旨である。

イ 条例第8条第2号の該当性

本文書は、1、(2)のとおり紛争当事者の氏名、あっせんの経過等が記載されており、当事者の一方は法人である。

一般に、法人がその事業活動において紛争事案を生じさせたことが公になることは、当該法人の事業活動にとっては不利益を生じさせるものと考えられ、社会的信用又は社会的評価を低下させ、正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

(3) 条例第8条第5号の該当性について

ア 条例第 8 条第 5 号の趣旨

国の機関及び地方公共団体の機関内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が尚早な時期に開示されたり、また、結論が出たものであっても未成熟な検討段階での資料が事後的であっても開示されると、誤解や憶測に基づき県民に混乱を生じさせるおそれがあり得る。

そこで、条例第 8 条第 5 号は、このような情報について、事前的、事後的であるとを問わず、国の機関及び地方公共団体の機関の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを不開示とすることとしたものである。

イ 条例第 8 条第 5 号の該当性

そこで上記趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報について条例第 8 条第 5 号の該当性について判断する。

本件文書に記録された情報は、紛争審査会におけるあっせんの経過の記録であり、あっせん委員による事案の詳細の確認、いくつかのあっせん案の提示と同意、不同意の経過、あっせん案として提示した金額とその根拠とした工事見積書との一致、不一致の情報である。

実施機関が説明するとおり、あっせんは、対立する両当事者に紛争解決のための話し合いの機会を与える制度であって、あっせん委員が両当事者の主張の要点を確かめ、その誤解を解くなどにより事件の解決を図ろうとするものである。

したがって、あっせんという制度の目的や手続の内容から、本件文書に記録された情報を公開することは、あっせん委員のあっせん案の作成に対する中立性の確保が損なわれるおそれや、誤解や憶測に基づき、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものと認められる。

5 結 論

以上、当審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断した。

なお、紛争審査会が行った判断の正誤及び守秘義務については、当審査会が判断すべきものではない。

6 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成15年 1月10日	諮問
15年 2月12日	実施機関から不開示理由説明書を受理
15年 3月20日	異議申立人から意見書を受理
15年 3月27日 (14年度第10回審査会)	審議
15年 5月19日 (15年度第1回審査会)	審議 異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取
15年 6月 5日 (15年度第2回審査会)	審議
15年 7月28日 (15年度第3回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職名	備考
内田 清	弁護士	会長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	元山梨県出納長	
渡邊 幸恵	公認会計士	